

小松市第三者所有型再生可能エネルギー設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小松市第三者所有型再生可能エネルギー設備設置費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、再生可能エネルギー設備の普及を促進することにより、二酸化炭素の排出の抑制を図り、もって地球温暖化を防止することを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この要綱において、「太陽光発電システム」とは、太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、当該設置した部分に電力を供給するシステムをいい、次の要件を満たすものをいう。

- (1) 太陽電池の公称最大出力の合計値が2キロワット以上であること。
- (2) 配線方法が余剰配線であること（全量配線でないこと。）
- (3) 発電する電力量を測定できること。

2 この要綱において、「蓄電システム」とは、蓄電池部及びインバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置から構成される一体の装置であって、住居部分に電力を供給するシステムであって次の要件を満たすものをいう。

- (1) 蓄電容量が2キロワットアワー以上のもので、定置用のものであること。
- (2) 太陽光発電システムと常時接続し、そのシステムが発電する電力を充放電できるものであること。

3 この要綱において、「PPAモデル」とは、太陽光発電システムの所有、管理を行う事業者が、住宅（市内に設置されたものに限り、併用住宅を含む。以下同じ。）に太陽光発電システム及び蓄電システムを無償設置し、当該住宅の所有者と契約し、当該太陽光発電システムにより発電された電力を当該所有者に対して有償提供する仕組みをいう。

(補助対象者)

第4条 令和6年4月1日以後に、所有する住宅にP P Aモデルを導入し、又は、既にP P Aモデルが導入された住宅を新築又は購入（新築物件に限る。）し、かつ、当該住宅に現に居住する者であって、自らが支払ったP P Aモデルの月額サービス料金が5万円を超えているものに対し、小松市第三者所有型再生可能エネルギー設備設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 次に掲げる者は、補助金の交付対象者となることができない。

- (1) 市税（延滞金を含む。）その他の本市に対する債務を滞納している者
- (2) P P Aモデルの導入に関し、本市の他の補助制度による補助金の交付を受けている者
- (3) 現に居住している住宅に関し、過去にこの補助金の交付を受けている者（補助金額等）

第5条 補助金の額は、住宅1件につき5万円以内とし、予算の範囲内とする。
(補助条件)

第6条 市長は、補助金の交付に当たり次の各号に掲げる条件を付すことができる。

- (1) P P Aモデルにより導入した太陽光発電システム及び蓄電システムは、次の全ての要件を満たすものであること。
 - ア 未使用であること。
 - イ 性能の保証や導入後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。
 - ウ 工事・施工に関しては、建築物及び電気設備の関係法令に準拠していること。
- (2) 太陽光発電システム及び蓄電システムに関する報告及び本市の地球温暖化対策事業への協力を求めた場合は、協力すること。

(交付決定に付す条件)

第7条 市長は、補助金の交付に関する小松市補助金交付規則（昭和45年小

松市規則第 19 号。以下「規則」という。) 第 7 条の決定に同条各号の条件を付すものとする。

(手続きに関する規則の適用)

第 8 条 市長は、補助金の交付申請から補助金の額の確定までにつき、規則第 16 条の規定を適用し、規則第 5 条から第 14 条までの規定を適用しない。

2 市長は、第 5 条の補助金額に消費税等が含まれていないことから、規則第 17 条本文の規定を適用しない。

(様式)

第 9 条 市長は、規則の規定にかかわらず規則第 16 条の様式を小松市第三者所有型再生可能エネルギー設備設置費補助金交付申請書兼実績報告書とする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書に、自らが支払った PPA モデルの月額サービス料金が 5 万円を超えていることを証明できるものを添えて、市長に提出しなければならない。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。